

平成 29 年度前期（第 1Q・第 2Q） スタディアブロード奨学金在籍延長支援枠の申請方法について

1 申請資格

金沢大学（以下「本学」という。）の学域及び大学院に在学する正規生で、平成 25 年 2 月 1 日以降に留学許可を得て海外留学することによって、標準修業年限を超えて在籍する必要が生じた者。

2 支給金額

標準修業年限を超えた年における在籍期間のうち、留学許可を得て海外留学した期間に応じて、クォーター毎に 12 万 5 千円（半期毎に 25 万円）を支給します。ただし、支給対象期間は、留学許可を得た期間を限度とします。

3 提出書類

(1) スタディアブロード奨学金在籍延長支援枠申請書（別紙様式 1）

(2) スタディアブロード奨学金在籍延長支援枠請求書（別紙様式 2）

※請求するクォーターまたは学期毎にそれぞれ 1 枚ずつ提出。

※平成 29 年度後期（第 3Q・第 4Q）分も下記提出期限までに提出。

(3) 本学が定める預金口座振込依頼書

※キャッシュカードまたは通帳見開きページコピーを裏面にのりで貼り付けること。

4 提出時期・提出先

平成 29 年 4 月 20 日（木）までに 角間キャンパスの学生は、国際機構支援室留学企画係、宝町・鶴間キャンパスの学生は所属学域・研究科の学務係に提出してください。申請は、原則として標準修業年限を超えた年の 4 月に行ってください。標準修業年限を超えた年の 4 月に留学している場合は、その年の 10 月に申請してください。

5 支給方法

授業料の納入を確認後、提出された請求書に基づき、本人名義の金融機関預金口座に前期（第 1Q・第 2Q）、後期（第 3Q・第 4Q）に振り込みます。

留年期間中に授業料免除を申請している学生は、その結果を受けて支給額を決定・振入を行いますので、振入が遅れるまたは振込まれない可能性があります。（全額免除⇒本奨学金対象外、半額免除⇒本奨学金半額支給）

6 その他

(1) 以下項目のいずれかに該当する者は、選考の対象となりません。

・ 選考時において既に退学届を提出しており、退学する意思があることが明らかな者

・ 試験等における不正行為や刑事事件等による懲戒処分を受けた者

(2) 受給者が、受給対象となった当該年度の末日までに試験等における不正行為や刑事事件等による懲戒処分を受けた場合、国際担当理事は、当該年度のスタディアブロード奨学金在籍延長支援枠の採用の決定を取り消します。

(3) (2)により、スタディアブロード奨学金在籍延長支援枠の採用決定を取り消された者は、給付された奨学金の全額を速やかに返金しなければなりません。

【問合せ先】

国際機構支援室留学企画係

TEL:076-264-5241 FAX:076-234-4043

E-mail:studyabroad@adm.kanazawa-u.ac.jp

スタディアブロード奨学金在籍延長支援枠よくある質問FAQ

Q1. 留学許可とは？

A1：外国の大学等で学修するため、学長の許可を得て留学することです。留学許可を取得すると、留学期間中も金沢大学に授業料を納めることになります。留学期間が修業年限に含まれます。

※休学により留学した学生は、本奨学金の対象とはなりません。

Q2. 標準修業年限とは？

A2：下記の通りです。学域生は、学則 38 条、大学院生は大学院学則第 6 条を参照してください。

金沢大学学則（学域生）

第 38 条 修業年限は、4 年とする。ただし、医薬保健学域の医学類及び薬学類にあっては、6 年とする。

金沢大学大学院学則

第 6 条 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5 年とする。(博士前期課程は 2 年とし、博士後期課程は 3 年とする。)ただし、人間社会環境研究科博士前期課程法学・政治学専攻、経済学専攻及び地域創造学専攻については、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 3 条第 3 項の規定に基づく 1 年以上 2 年未満の標準修業年限である履修制度(以下「短期(1 年)在学型制度」という。)の標準修業年限は、1 年とする。

3 医学博士課程及び薬学博士課程の標準修業年限は、4 年とする。

4 専門職学位課程(法科大学院)の標準修業年限は、3 年とする。

Q3. 選考はありますか？

A3：提出書類を確認の上、受給資格を満たす申請者に支給します。

Q4. 奨学金の給付対象者は、「留学許可を得て海外留学することによって、標準修業年限を超えて在籍する必要性が生じたものとする。」とあるが、具体的な例を教えてください。

A4：本奨学金は、標準修業年限を越えた年における在籍期間のうち、留学許可を得て海外留学した期間に応じて、留学許可を得た期間を限度として給付されます。ただし、授業料が納付されないと本奨学金は給付されませんので注意してください。

ケース 1. 標準修業年限内に留学を開始する場合。

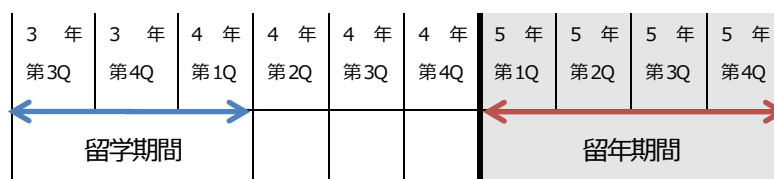
例その 1) 3 年の後期から 4 年の前期まで 1 年間留学し、1 年留年する場合。

⇒奨学金給付額は 1 年分。



例その 2) 3 年の第 3 クォーターから 4 年の第 1 クォーターまで 3 クォーター留学し、1 年留年する場合。

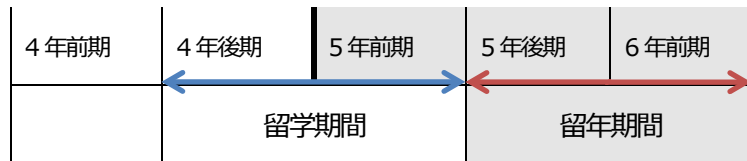
⇒奨学金給付額は 3 クォーター分。



ケース2. 標準修業年限を越えて、1 学期間留学する場合。

例) 4 年の後期から 5 年の前期まで 1 年間留学する場合。

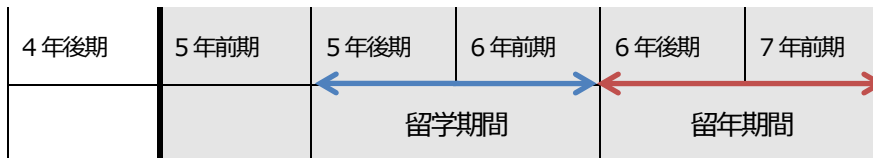
⇒奨学金給付額は、1 年分。



ケース3. 標準修業年限を越えて、留学を開始する場合。

例) 5 年の前期から、6 年の前期まで 1 年間留学する場合（医学類・薬学類除く）。

⇒留学開始時から留年しているものについては、本奨学金対象外。標準修業年限内に開始した留学を対象とする。



Q5. 金沢大学在学中に 1 年間留学し、授業料を 1.5 年分支払った場合、受給できる奨学金は、最大 1.5 年分となるか。

A5. 本奨学金の支給金額は、留学許可を得た期間 が限度となります。以下の例の場合、留学許可を得た期間は、1 年分のため、支給できる奨学金は最大 1 年分となります。



Q5. 金沢大学の授業料免除を受けているが、本奨学金を受給することは可能か。

A6. 標準 修業年限内に授業料免除を受けた場合 は、本奨学金を受給することは可能です。留年期間中に授業料免除を受けた場合 については、授業料免除の額が全額の場合は、受給対象外となります。半額免除の場合は本奨学金の給付額の半額を支給します。